

瑞穂町介護保険条例 新旧対照表

新	旧
目次 略 第1章及び第2章 略 第3章 保険料 第4条から第9条 略 (保険料の減免) 第10条 略 (1)から(5) 略 <u>(6)前各号に掲げるもののほか、規則で定める特別の理由に該当すること。</u> 2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。<u>ただし、町長が同項第6号に規定する理由に該当すると認めるときは、この限りでない。</u> (1)から(3) 略 3 略 第11条 略 第4章及び第5章 略 <u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	目次 略 第1章及び第2章 略 第3章 保険料 第4条から第9条 略 (保険料の減免) 第10条 略 (1)から(5) 略 2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。 (1)から(3) 略 3 略 第11条 略 第4章及び第5章 略